

奈良県保育士等キャリアアップ研修実施機関指定要綱

(目的)

第1条 本要綱は、「保育士等キャリアアップ研修の実施について」(平成29年4月1日付け雇児保発0401第1号)の別紙「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)に基づき、保育士等キャリアアップ研修実施機関(以下「研修実施機関」という。)の指定等について必要な事項を定め、保育士等キャリアアップ研修の円滑な執行を図ることを目的とする。

(研修実施機関の指定要件)

第2条 知事は、研修実施機関の指定を受けようとする者(以下「申請者」という。)が次の要件を満たすと認められる場合、研修実施機関として指定することができるものとする。

- (1) 市町村、指定保育士養成施設又は、就学前の子どもに対する保育に関する研修の実績を有する非営利団体であること。
- (2) 研修事業を適正かつ円滑に実施するために必要な能力及び研修の実施に必要な財政基盤を有していること。
- (3) 研修事業の経理が他の事業の経理と区分され、事業の収支を明らかにする書類を整備することができること。
- (4) 申請者、申請者の代表者、役員又は関係者等が、次のいずれにも該当する者でないこと。

ア 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

イ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団という。以下同じ。)

ウ 属する法人等若しくは自己若しくは第三者の不当な利益を得る目的で又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している者。

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している者。

オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

- (5) 次の要件を満たす研修を実施すること。

ア 研修分野及び対象者

研修は、以下の専門分野別研修、マネジメント研修のうち一以上の分野とし、それぞれの研修の対象者は次のとおりとする。

なお、受講希望者の数が満たない場合、当該対象者以外の者に研修を受講させることができるものとする。

(ア) 専門分野別研修（①乳児保育、②幼児教育、③障害児保育、④食育・アレルギー対応、⑤保健衛生・安全対策、⑥保護者支援・子育て支援）

保育所等（子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業をいう。以下同じ。）の保育現場において、それぞれの専門分野に関してリーダー的な役割を担う者（当該役割を担うことが見込まれる者を含む。）

(イ) マネジメント研修

(ア) の分野におけるリーダー的な役割を担う者としての経験があり、主任保育士の下でミドルリーダーの役割を担う者（当該役割を担うことが見込まれる者を含む。）

イ 研修内容

研修内容は、「分野別リーダー研修の内容」（ガイドライン別添1）のとおりとし、「ねらい」欄及び「内容」欄に掲げる内容を満たしたものであること。

ウ 研修時間

研修時間は、1分野15時間以上であること。

エ 講師

研修の講師は、指定保育士養成施設の教員又は研修内容に関して十分な知識及び経験を有すると知事が認める者であること。

オ 実施方法

集合研修により実施する場合、研修会場は奈良県内であること。また、研修の開催日、時間帯及び会場について、受講希望者が受講しやすいよう配慮すること。

eラーニングにより研修を実施する場合、別紙の実施要件を満たすこと。

研修の実施にあたっては、講義形式のほか、演習やグループ討議等を組み合わせることにより、より円滑、かつ、主体的に受講者が知識や技能を修得できるよう、工夫することが望ましい。

(6) 以下に定めるとおり研修修了の確認及び評価を行うこと。

ア 研修修了の確認

15時間以上の研修（ガイドライン別添1「分野別リーダー研修の内容」の「ねらい」欄及び「内容」欄に掲げる内容を満たしたものを）を全て受講していることを確認すること。

イ 研修修了の評価

研修の受講後にレポートを提出させるなど、各受講者の研修内容に関する知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得の認識を確認すること。

ただし、レポート自体に理解度の評価（判定）を行って、修了の可否を決定することまでは必要としない。

なお、受講者のうち、態度が不適切な者や研修内容の理解を著しく欠いている者等については、修了の評価を行わないことができる。

(7) 以下に定めるとおり研修修了の情報管理を行うこと。

ア 修了証の交付

研修実施機関は、研修修了者に対し、様式第1号「保育士等キャリアアップ研修修了証（以下「修了証」という。）」を交付すること。

なお、虚偽又は不正の事実に基づいて修了証の交付を受けた場合等においては、研修の修了を取り消すことができる。

(ア) 修了証番号

修了証に記載する修了証番号については、「都道府県番号(29) - 修了証の発行年(2桁(西暦の下2桁)) - 研修指定番号(3桁) - 通し番号(5桁)」の12桁とすること。

研修指定番号は、研修実施機関の番号(2桁)(指定時に奈良県で決定し、通知する。)と研修種別番号(1桁)の3桁の番号とする。なお、「研修種別番号」はガイドライン別添2「修了証番号について」のとおりとすること。

(イ) 修了証の効力

修了証については、奈良県以外の都道府県においても効力を有するものとする。

イ 研修修了者の情報管理

研修実施機関は、次のとおり、研修修了者の情報管理を行うこと。

(ア) 研修修了者名簿の作成

受講希望者からの申込みの際、①保育士登録番号(受講希望者が保育士の場合に限る。)、②氏名・生年月日・住所、③勤務先施設の名称・所在市町村名(現に保育所等に勤務している者に限る。)を把握し、研修修了後には、①から③までの情報に加え、④修了した研修分野、⑤修了証番号、⑥修了年月日を記載した研修修了者名簿を作成すること。

奈良県が他の都道府県及び市町村に①から⑥までの情報を提供することについて、受講の申込み時において、受講希望者本人から同意を得ること。

(イ) 研修修了者名簿の提出

研修実施機関は、修了証の最終交付後速やかに、様式第2号「保育士等キャリアアップ研修事業実績報告書」に、研修修了者名簿並びに修了者レポート、受講アンケート及び使用教材の写し等、修了及び研修内容が確認できる書類を添付して、知事に提出すること。

(ウ) 個人情報の保護

研修実施機関は、個人情報の保護の重要性を認識し、研修の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行うこと。

研修実施機関は、研修の実施において知り得た情報をみだりに他人に知らせないこと。

ウ 修了証の再交付

研修実施機関は、研修修了者の氏名の変更や修了証の紛失等の申し出があった際は、修了証の再発行を行うこと。

なお、研修修了者の情報に変更があった場合は、研修修了者名簿を更新し、速やかに知事に提出すること。

- (8) 適切に研修を実施し、研修修了の評価を行うことができる範囲において、研修の一部を委託することができるものとする。
- (9) 研修実施機関は、指定を受けた研修について、県においてホームページへの掲載等により、保育所等及び研修の受講対象者に周知を行うため、県が求める情報の県への提供に協力すること。

(指定の申請)

第3条 申請者は、研修実施予定日の2か月前までに、必要事項を記載した様式第3号「保育士等キャリアアップ研修指定申請書（以下「申請書」という。）」に下記の必要書類を添付して知事に提出しなければならない。オについては、eラーニングによる研修を実施する申請者のみ提出するものとする。

なお、申請者が市町村及び指定保育士養成施設の場合は、下記の必要書類のうち、クからサについては省略できるものとする。また、申請者が任意団体の場合は、ク及びケを会則等に替えることができる。

ア 事業計画（様式第3号の1）

研修は指定を受ける年度内に全て実施することとする。

イ 収支計画書

ウ 研修会場見取図

エ 研修カリキュラム（様式第3号の2）

オ eラーニング実施計画書（様式第3号の2の2）

カ 講師履歴調書（様式第3号の3）

キ 就任承諾書（様式第3号の4）

ク 定款又は寄付行為

ケ 履歴事項全部証明書（登記事項証明書）

提出日前3か月以内に発行されたものとする。

コ 決算報告書

直近1年分の貸借対照表及び資金収支計算書又はこれに準ずる書類

サ 誓約書（様式第3号の5）

シ その他知事が必要と認める書類

(指定の通知)

第4条 知事は、申請内容がこの要綱に定める内容を満たした研修を適切に実施できるものと認められる場合は、様式第4号「保育士等キャリアアップ研修指定通知書」により研修実施機関の指定を行う。

- 2 知事は、申請の内容がこの要綱に定める内容を満たしていない場合は、相当の期間を定めて申請者に補正を求め、申請者が期間内に補正を行わないときは、指定しないことができる。

(指定の効力)

第5条 前条による指定は、指定を行った研修、並びに指定を行った年度のみ効力を有する。

- 2 研修実施機関は、指定を受けた研修を翌年度も実施しようとする場合、様式第5号「保育士等キャリアアップ研修指定内容更新申請書」に次に掲げる資料を添付して、知事に提出することにより、当該研修に対する指定は、引き続き、効力を有するものとする。オについては、eラーニングによる研修を実施する申請者のみ提出するものとする。

なお、下記書類のうち、研修会場又は講師に変更がない場合は、ウ又はカについては、省略できるものとする。

ア 事業計画（様式第3号の1）

イ 収支計画書

ウ 研修会場見取図

エ 研修カリキュラム（様式第3号の2）

オ eラーニング実施計画書（様式第3号の2の2）

カ 講師履歴調書（様式第3号の3）

キ 就任承諾書（様式第3号の4）

- 3 前項の「保育士等キャリアアップ研修指定内容更新申請書」の内容がこの要綱に定める内容を満たしていない場合は、相当の期間を定めて申請者に補正を求め、申請者が期間内に補正を行わないときは、当該申請を拒否することができる。

(指定内容の変更)

第6条 研修実施機関は、第3条又は前条の申請により指定を受けた内容を変更するときは、速やかに様式第6号「保育士等キャリアアップ研修指定内容変更申請書」に変更にかかる書類を添付し提出しなければならない。

- 2 前項の「保育士等キャリアアップ研修指定内容変更申請書」の内容がこの要綱に定める内容を満たしていない場合は、相当の期間を定めて申請者に補正を求め、申請者が期間内に補正を行わないときは、当該申請を拒否することができる。

(研修事業の廃止)

第7条 研修実施機関は指定を受けている年度の途中で研修事業を廃止する場合、あらかじめ様式第7号「保育士等キャリアアップ研修事業廃止申請書」を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の「保育士等キャリアアップ研修事業廃止申請書」を受理した場合、様式第8号「保育士等キャリアアップ研修事業廃止通知書」により、研修実施機関に通知するものとする。また、廃止通知書をもって指定の効力はなくなるものとする。

(調査及び指導)

第8条 知事は、研修の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、研修実施機関の長に対し、研修方法その他の事項に関し報告を求め、若しくは指導をし、又はその職員に、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(指定の取消し)

第10条 知事は、研修実施機関につき、この要綱に定める内容に該当しなくなったと認めるとき又は前条に規定する指導に従わないときは、その指定を取り消すことができる。

(その他)

第11条 この要綱、ガイドラインに定めるもののほか、保育士等キャリアアップ研修の指定等について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年2月14日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。